（総務管理官の職務）

第十二条　総務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　上下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部並びに社会資本マネジメント研究センター（以下この条において「上下水道研究部等」という。）並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部（以下この条において「建築研究部等」という。）の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　上下水道研究部等及び建築研究部等に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　上下水道研究部等及び建築研究部等に係る広報に関すること。

四　上下水道研究部等及び建築研究部等に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

五・六　（略）

（上下水道研究部の所掌事務）

第三十三条　上下水道研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道及び下水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

二　（略）

（上下水道研究官）

第三十四条　上下水道研究部に、上下水道研究官一人を置く。

2　上下水道研究官は、水道技術及び下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（下水道エネルギー・機能復旧研究官）

第三十四条の二　上下水道研究部に、下水道エネルギー・機能復旧研究官一人を置く。

2　（略）

（上下水道研究部に置く室）

第三十五条　上下水道研究部に、四室を置く。

水道研究室
下水道研究室
下水処理研究室
能登上下水道復興支援室

（水道研究室の所掌事務）

第三十五条の二　水道研究室は、水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（能登上下水道復興支援室の所掌事務）

第三十七条の二　能登上下水道復興支援室は、令和六年能登半島地震による災害から上下水道施設を復興するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（総務管理官の職務）

第十二条　総務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部並びに社会資本マネジメント研究センター（以下この条において「下水道研究部等」という。）並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部（以下この条において「建築研究部等」という。）の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　下水道研究部等及び建築研究部等に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　下水道研究部等及び建築研究部等に係る広報に関すること。

四　下水道研究部等及び建築研究部等に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

五・六　（略）

（下水道研究部の所掌事務）

第三十三条　下水道研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

二　（略）

（下水道研究官）

第三十四条　下水道研究部に、下水道研究官一人を置く。

2　下水道研究官は、下水道技術の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（下水道エネルギー・機能復旧研究官）

第三十四条の二　下水道研究部に、下水道エネルギー・機能復旧研究官一人を置く。

2　（略）

（下水道研究部に置く室）

第三十五条　下水道研究部に、次の二室を置く。

下水道研究室
下水処理研究室

（新設）

（新設）